

## 酒田市ファミリー・サポート・センター利用料金等の変更について

## 1 ファミリー・サポート・センター事業について

地域において、安心して仕事と育児の両立ができるよう「子育ての援助をしてほしい人」と「手助けをしてくれる人」がそれぞれ会員になり、ネットワークを作って育児支援をしているものです。

## 2 利用料金の引き上げ

物価の上昇、県内13市および庄内地方の利用料金の現状から、酒田市ファミリー・サポート・センターの利用料金を現在の1時間当たり500円から600円に引き上げるものです。

## 3 ひとり親家庭等への支援

## (1) ひとり親家庭等の自己負担軽減

ひとり親家庭等の利用料金を引き下げ、利用しやすい制度に変更し、ひとり親家庭等の支出負担や子育て負担の軽減を図るものです。

## 軽減の対象となる世帯および自己負担額

ひとり親家庭等の種類	要件	自己負担額（1時間当たり）		
		第1段階	第2段階	第3段階
1. ひとり親家庭（※2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が死亡</li> <li>・配偶者と離婚</li> <li>・配偶者の生死が不明</li> <li>・配偶者から遺棄されている</li> <li>・配偶者が心身の障がいにより働けない</li> <li>・婚姻によらないで母（父）となった</li> <li>・配偶者が外国にいるか、拘禁されているため、その扶養が受けられない</li> <li>・ただし、事実上婚姻関係と同様の状態にある場合（事実婚）を除く</li> </ul>	無料	70円	150円
2. 低所得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯</li> <li>・市民税非課税世帯</li> </ul>	無料		
3. ダブルケア負担の世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児と親等の介護を同時に行っている世帯</li> <li>・在宅介護サービスを受けている要支援1以上の家族と同居していること。</li> </ul>	無料	70円	150円
4. 障がい児のいる家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者手帳の交付を受けている子どもがファミサポを利用する場合</li> </ul>	無料	70円	150円
5. 多胎児のいる家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・双子、三つ子等がファミサポを利用する場合</li> </ul>	無料	70円	150円
6. その他市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他特例的な事情がある世帯</li> </ul>	無料	70円	150円

免除または軽減の段階	自己負担額
第1段階：市民税非課税世帯・生活保護受給世帯	無料
第2段階：市民税を納付しているが、児童扶養手当の支給基準内の世帯	1時間 70円
第3段階：児童扶養手当の支給基準以上の世帯	1時間 150円

ひとり親家庭等に該当しない一般世帯、および庄内北部定住自立圏の3町民（通常料金）	1時間 600円
--	----------

## (2) 優先利用

ひとり親家庭等と一般世帯の利用希望日が重複した場合は、ひとり親家庭等を優先してマッチング（利用調整）します。

## 4 障がい児の利用年齢の引き上げについて

現在の規定では、利用会員の児童が中学生になると自動で退会になりますが、障がい者手帳の交付を受けており、小学生から継続して利用している場合は、中学校卒業までファミリー・サポート・センターを利用できるように改正します。